

にしたいからといつても直ぐ差等を生ずる、例へば茲に百圓宛の金を平等に分配しても、一方は勤儉して二百圓に増殖する者と、三日経たぬ内に使ひ果たして仕舞ふ者との別を生ずる、平等にすると云つたら又その二百圓を取上げて同じやうに百圓宛分けてやらなければならぬ。それを何日目に平均するのが正しいとするか、翌朝すぐ又同じやうに百圓宛にしてやるのが正當か、一週間後が正當か、二年後が正當か、何時これを平均すべきであるか、何時平均しても直ぐ差等を生ずるではないか。それ故に、無論餘りに貧富の懸隔を生ずるは宜しくないが、それは政治の上なり社會政策の上から相當な方法を執つて行くが宜いので、急激なる變化に依つて平等を實現しやうとするのは、社會の平和を保持する所以でない。

八、温古知新律

それから第八には温古知新律であります。「古きを温ねて新しきを知る」といふ言葉は、この言葉自身が餘程舊いこととありますけれども、私は今に尙ほ新しき意味を失はない格言だと思ふ。我が歴史上に發達した所の精神文化は、何處までも古きを温ねて新しきを知るで、古きに泥んで新しきを斥けるのもいかず、古きを忘れて新しきに趨るのもいけない、過去の傳統的文明を尊重しつつ、開發すべき所に開發進歩を見に行くといふので、實に「温古知新」といふことは善い事だと思ひます。

そこでこの教育勅語は「皇祖皇宗の遺訓にして」と言はれ、「爾祖先の遺風を顯彰する」と仰せられて居りますが、是は遺訓といひ、遺風と申せば唯だ古き所に基くやうであるけれども、それを温ねて更に新らしきに向ふ意味のあるは申すまでもないの

で、五箇條の御誓文にも、

舊來ノ陋習ヲ破ツテ天地ノ公道ニ基クベシ
と仰せられて居る。即ち明治維新の大業を、先帝陛下がなさつた上から考へても、必ずしも舊來の陋習を墨守せよといふ事ではない、祖先の遺風と仰せられる中にも悪い